

令和5年度 環境物品等の調達を推進を図るための方針

令和5年4月1日 実施
名古屋港管理組合

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成する。

I 特定調達物品の品目の種類及びその判断基準

特定調達品目の種類	判断基準
1 紙類	
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> ●総合評価値が80以上 ●バージンパルプの合法性の担保 ●総合評価値・内訳の表示 ※指標内容と総合評価値の計算式は、別紙1のとおり
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> ●総合評価値が70以上 ●バージンパルプの合法性の担保 ●総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供 ※指標内容と総合評価値の計算式は、別紙1のとおり
フォーム用紙 インクジェットカラー プリンタ用塗工紙	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙パルプ配合率70%以上 ●白色度70%程度以下（フォーム用紙） ●バージンパルプの合法性の担保 ●塗工量が両面で12g/m²以下（フォーム用紙） ●塗工量が両面で20g/m²以下、片面12g/m²以下（インクジェットカラープリンタ用塗工紙）
トイレットペーパー ティッシュペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙パルプ配合率100%
2 文具類	
【共通基準】 下記以外の品目	【次のいずれかを満たすこと】 <ul style="list-style-type: none"> ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること 【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】 <ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチック配合率40%以上 (ポストコンシューマ材料は20%以上) ※いずれもプラスチック重量比 又はバイオマスプラスチックの使用 【金属を除く主要材料が木質の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 【金属を除く主要材料が紙の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ●古紙パルプ配合率50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保 【大部分の材料が金属類の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ●原材料使用量の削減及び部品等の軽減化・減量化 ●異種材料間の易分解性（安全性の観点から必要性のある部品を除く）
ボールペン	共通基準に加え、芯が交換できること
OA フィルター（枠あり）	<ul style="list-style-type: none"> ●共通基準を満たすこと又はバイオマスプラスチックの使用 ●枠部は再生プラスチックが枠部全体重量比50%以上
スタンプ台	【金属を除く主要材料の基準が下記を満たすこと】

朱肉 ステープラー（汎用型） 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） ブックスタンド OAクリーナー（ウエットタイプ） メディアケース 絵筆 ファイル（紙製） バインダー（紙製） タックラベル インデックス 付箋紙 ごみ箱 リサイクルボックス つづりひも グラウンド用白線	<ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチック配合率70%以上、又はバイオマスプラスチックの使用（ポストコンシューマ材料は35%以上） ※いずれもプラスチック重量比 ●古紙パルプ配合率70%以上 ※メディアケースについては、CD・DVD・BD用はスリムタイプも可。 ※グラウンド用白線については再生材料70%以上
けい紙 起案用紙 ノート	<ul style="list-style-type: none"> ●主要材料が古紙パルプ配合率70%以上 ●塗工されているものは塗工量が両面で30g/m²以下、又は塗工されている印刷用紙の判断の基準を満たすこと ●塗工されていないものは、白色度が70%程度以下
クラフトテープ 両面粘着紙テープ 事務用封筒（紙製）	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙パルプ配合率40%以上
窓付き封筒（紙製）	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙パルプ配合率40%以上 ●窓部分のプラスチックフィルムについては、再生プラスチック配合率40%以上、又はバイオマスプラスチックの使用
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックの使用
OHPフィルム	<ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチック配合率30%以上又はバイオマスプラスチックの使用（インクジェット用の場合）
チョーク	<ul style="list-style-type: none"> ●再生材料10%以上
梱包用バンド	<ul style="list-style-type: none"> 【主要材料が下記を満たすこと】 ●古紙パルプ配合率100% ●ポストコンシューマの再生プラスチックが25%以上 ※PETボトルリサイクル品は除く
ダストブロワー	<ul style="list-style-type: none"> ●噴射剤にフロン類が使用されていないこと
テープ印字機等用カセット	<ul style="list-style-type: none"> ●共通基準を満たすこと又は次の要件を満たすこと 消耗部品を交換できることの表示 5回以上繰り返し使用可能 使用済み製品の回収システムの保有 使用済み製品の再資源化率95%以上
テープ印字機等用テープ	<ul style="list-style-type: none"> ●共通基準を満たすこと又はテープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること
3 オフィス家具等	
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション	<ul style="list-style-type: none"> 【オフィス家具等12品目共通】 ●主要材料ごとに定められた判断の基準を満たす又はエコマーク認定基準若しくは同等の基準を満たすこと。 ●保守部品又は消耗品は製造終了後5年以上供給 【大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち収納庫・棚】

<p>コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●棚板の機能重量が0.1以下（棚板のあるもの） ●単一素材分解率が90%以上 ●リデュース、リサイクルに配慮された設計 【大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち棚板のないもの及びディスプレイスタンド】 ●単一素材分解率が90%以上 ●リデュース、リサイクルに配慮された設計 【主要材料がプラスチックの場合】 ●再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上、又はバイオマスプラスチックが25%以上、かつベースポリマー10%以上 【主要材料が木材の場合】 ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ※間伐材に係る合法性確認の手続きは、グリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 ●ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m²h 以下 【主要材料が紙の場合】 ●古紙パルプ配合率50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保
<p>4 画像機器等</p>	
<p>コピー機等 ・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>共通基準を満たすことに加えて、品目ごとの個別基準を満たすこと</p> <p>【共通基準】</p> <p>基準値1は下記の1～5の要件、基準値2は下記の2～5の要件を満たすこと</p> <p>※基準値1の適用は令和6年3月31日まで経過措置を設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定量的環境情報（カーボンフットプリント）の開示 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3. 製品の回収・リサイクルシステムの保有等 4. 少なくとも25gを超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用（資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用） 5. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 <p>【個別基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●複合機 国際エネルギースタープログラム適合（ver.3.0） ※基本方針の表2-1～表5は、国際エネルギースタープログラム（ver.3.0）の基準 ※リユースに配慮した複合機及びプロ用複合機は、経過措置適用により（ver.2.0）を満たすことでよい ●コピー機・拡張性のあるデジタルコピー機 国際エネルギースタープログラム適合（ver.2.0） ※基本方針の表1-1～表1-3は、国際エネルギースタープログラム（ver.2.0）の基準
<p>プリンタ等 ・プリンタ ・プリンタ複合機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国際エネルギースタープログラム適合（ver.3.0） ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●紙類の判断を満たした用紙の使用が可能 ●部品の一つに再生プラスチック部品か再使用プラスチック部品使用
<p>ファクシミリ</p>	<p>国際エネルギースタープログラム適合（ver.2.0）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表
<p>スキャナ</p>	<p>国際エネルギースタープログラム適合（ver.3.0）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表
<p>プロジェクター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●製品本体の重量が基準値以下 ●消費電力が基準値以下 ●待機消費電力が0.4W 以下であること（ネットワーク待機時は適用外）

	<ul style="list-style-type: none"> ●光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア. 水銀の使用及び適切な廃棄方法等に関する情報提供がなされていること イ. 使用済みの光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること ●保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上であること ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表
トナーカートリッジ インクカートリッジ	<p>1又は2のいずれかを満たすこと</p> <p>1. 以下のア～キの基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 使用済カートリッジの回収システムがあること イ. 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が以下の基準を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> トナーカートリッジ：50%以上 インクカートリッジ：25%以上 ウ. 回収部品の再資源化率が95%以上 エ. 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化した上で適正処理、単純埋立てされないこと オ. トナー又はインクの化学安全性が確認されていること カ. 特定調達物品の使用が可能であること キ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと（トナーカートリッジに適用） <p>2. エコマークの認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p>
5 電子計算機等	
電子計算機	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が下記を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> 【サーバ型電子計算機】 省エネ法のトップランナー基準を満たすこと 【クライアント型電子計算機】 省エネ法のトップランナー基準を満たすこと又は国際エネルギースタープログラム（Ver.8.0）の基準を満たすこと ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●搭載機器・機能の簡素化（一般行政事務用ノートPCに適用） <ul style="list-style-type: none"> 【筐体又は部品にプラスチック使用の場合】 ●少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用
磁気ディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率の値を満たすこと
ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ●国際エネルギースタープログラム基準適合(Ver.8.0) ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に復帰（エコマーク認定品）
記録用メディア	<ul style="list-style-type: none"> 【次のいずれかを満たすこと】 ●再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上（エコマーク認定品） ●スリムタイプ又はスピンドルタイプ ●バイオマスプラスチックの使用
6 オフィス機器等	
シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> ●待機時消費電力1.5W以下 ●低電力モード又はオフモードへ移行時間は10分以下
デジタル印刷機	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率の基準を満たす ●特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと

	<ul style="list-style-type: none"> ●紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 (エコマーク認定品)
掛時計	<ul style="list-style-type: none"> 【次のいずれかの基準を満たすこと】 ●太陽電池式（蓄電機能付で一次電池不要） ●太陽電池及び一次電池使用で一次電池が5年以上使用可能 ●一次電池が5年以上使用可能 (エコマーク認定品)
電子式卓上計算機（電卓）	<ul style="list-style-type: none"> ●使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの ●再生プラスチック配合率40%以上 ●特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと
一次電池又は小形充電式電池（単1形～単4形）	<ul style="list-style-type: none"> ●一次電池は、アルカリ相当以上（マンガン電池でないもの） ●小形充電式電池は、充電式のニッケル水素電池等
7 移動電話等	
携帯電話 PHS	<ul style="list-style-type: none"> ●ア又はイのいずれかを満たしていること ア. 搭載機器・機能の簡素化（通話及びメール機能等に限定） イ. アプリケーションのバージョンアップが可能 ●環境配慮設計の実施及び内容のウェブサイト等への公表 ●回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること ●再使用又は再生利用できない部分は適正処理されること ●バッテリー等の消耗品の修理システム（部品を6年以上保有）があること ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●再生プラスチック及びバイオマスプラスチック配合率に関する情報開示
スマートフォン	<ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイトへの公表 ●回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること ●再使用又は再生利用できない部分は、適正処理されること ●バッテリー等の消耗品の修理システム（部品を6年以上保有）があること ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●再生プラスチック及びバイオマスプラスチック配合率に関する情報開示
8 家電製品	
電気冷蔵庫等 ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと 【電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫】 基準値1：省エネ基準達成率105%以上 基準値2：省エネ基準達成率100%以上 【電気冷凍庫】 基準値1：省エネ基準達成率110%以上 基準値2：省エネ基準達成率100%以上 ●冷媒及び断熱発泡剤にフロン類が使用されていないこと ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表（電気冷凍庫を除く）
テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が省エネ法トップランナー基準に基づく次の基準値を満たすこと 液晶2K未満、省エネ基準達成基準値75%程度以上（100/133） 液晶2K以上4K未満、省エネ基準達成基準値100%程度以上（100/100） 液晶4K以上、省エネ基準達成基準値71%程度以上（100/141） 有機EL、省エネ基準達成基準値85%程度以上（100/118） ※産業用、ブラウン管方式、TV放送を受信できない、直視型でない、プラズマディスプレイ方式、受信機型が10型、10V型以下、ワイヤレス方式、8Kを対象から除外 ●リモコン待機時の消費電力0.5%W以下 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表

電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率（年間消費電力量）を上回らないこと 温水洗浄便座（貯湯式）175kWh/年以下、 温水洗浄便座（瞬間式）97kWh/年以下 ※ 電気便座の判断の基準は、統一省エネラベルの☆の数で判断できないため、年間消費電力量(kWh/年)を確認して調達する
電子レンジ	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上達成 ●待機時消費電力0.05W 未満 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表
9 エアコンディショナー等	
家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ●表の区分ごとの基準エネルギー消費効率を満たすこと 【家庭用エアコンディショナー】 家庭用エアコン 冷房能力：28kW 以下、判断の基準：省エネ法達成率100% 【業務用エアコンディショナー】 業務用エアコン（ビル用マルチ以外） 冷房能力：28kW 以下 判断の基準：基準値2：省エネ基準達成基準値88%以上 業務用エアコン（ビル用マルチ） 冷房能力：50.4kW 以下 判断の基準 基準値1：省エネ基準達成率100%又は省エネ基準達成基準値88%以上かつ冷媒の地球温暖化係数750以下のいずれかを満たす 基準値2：省エネ基準達成基準値88%以上 ●冷媒に使用されている物質の地球温暖化係数が750以下であること ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表
ガスヒートポンプ式冷暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ●期間成績係数が1.07以上 ●オゾン層破壊物質不使用
ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上
10 温水器等	
ヒートポンプ式電気給湯器	<ul style="list-style-type: none"> 【家庭用】 ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上 ●ノンフロン 【業務用】 ●年間化熱効率が3.20以上
ガス温水機器、石油温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ●潜熱回収型（ガス・石油）温水機器はエネルギー消費効率90%以上 ●潜熱回収型（ガス・石油）温水機器以外は省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上
ガス調理機器	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上
11 照明	
■照明器具	
LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ●固有エネルギー消費効率、平均演色評価数 Ra 及びモジュール寿命が基準以上 基準値1：下記のいずれを満たすこと 固有エネルギー消費効率が下表の基準値1の数値以上 基準値2を満たし、かつ初期照度補正制御、人感センサー制御、あかるさセンサー制御、調光制御等の省エネ効果の高い機能を付加 基準値2：固有エネルギー消費効率が下表の基準値2の数値以上 <p>基準値1</p>

	<p>昼光色、昼白色、白色：一般（144lm/W）、ダウンライト（114lm/W）、高天井器具（156lm/W） 温白色、電球色：一般（102lm/W）、ダウンライト（96lm/W）、高天井器具（102lm/W） 基準値2 昼光色、昼白色、白色：一般（120lm/W）、ダウンライト（95lm/W）、高天井器具（130lm/W）、投光器（105lm/W）、防犯灯（80lm/W） 温白色、電球色：一般（85lm/W）、ダウンライト（80lm/W）、高天井器具（85lm/W）、投光器（90lm/W）、防犯灯（対象外）</p> <p>●平均演色評価数 Ra が80以上（ダウンライト、高天井器具、投光器、防犯灯は70以上） ●LED モジュール寿命が40,000時間以上 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表</p>
LED を光源とした内照式表示灯	<p>●定格寿命が30,000時間以上 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表</p>
■ランプ	
電球形 LED ランプ	<p>●以下のランプ効率、演色性能評価数（Ra）、定格寿命を満たすこと、又はエコマーク認定基準若しくはそれと同等の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼光色、昼白色、白色：ランプ効率 E26/E17口金、GX53口金（110lm/W以上）左記以外（80lm/W以上）、演色性（Ra）Ra70以上、定格寿命40,000時間以上 ・温白色、電球色：ランプ効率 E26/E17口金、GX53口金（98.6lm/W以上）左記以外（70lm/W以上）、演色性（Ra）Ra70以上、定格寿命40,000時間以上 ・ビーム開きが90度未満の反射形タイプ：ランプ効率 E26/E17口金、GX53口金以外（50lm/W以上）、演色性（Ra）Ra70以上、定格寿命30,000時間以上
1 2 自動車等	
乗用車	<p>●電動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、ハイブリット自動車、水素自動車）であること ●ハイブリット自動車の場合は、2030年度燃費基準値60%以上、かつ2020年度燃費基準値以上</p>
小型バス	<p>●下記の区分ごとの基準を満たすこと 【小型バス】</p>
小型貨物車	<p>基準値1：電動車等であること 基準値2：次世代自動車又は燃料基準値を満たすこと</p>
バス等	<p>ガソリン車はこれに加え、排出ガス基準を満たすこと 【小型貨物車】</p>
トラック等	<p>基準値1：電動車等であること 基準値2：次世代自動車又は燃料基準値を満たすこと</p>
トラクタ	<p>ガソリン車又はLPガス車はこれに加え、排出ガス基準を満たすこと 【バス等】 【トラック等】 【トラクタ】 基準値1：電動車等であること 基準値2：次世代自動車又は燃料基準値を満たすこと</p> <p><留意点> ○行政事務の遂行に当たり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合や、特に貨物車、重量車において、区分ごとの燃費基準を満たした自動車が存在しない場合等は、必ずしも本判断の基準によらず調達してよいこととする</p>

	その場合には、可能な限り燃費性能及び排出ガス性能のよい自動車を選択するものとする
乗用車用タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ●下記の区分ごとの基準を満たすこと 基準値1：転がり抵抗係数が7.7以下、かつウェットグリップ性能が110以上 基準値2：転がり抵抗係数が9.0以下、かつウェットグリップ性能が110以上 ●スパイクタイヤでないこと
サイクルエンジン油	<ul style="list-style-type: none"> ●生分解度が28日以内で60%以上 ●魚類による急性毒性試験の96時間 LC50値が100mg/L 以上 ●エコマーク認定品
1 3 消火器	
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ●次の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること ・消火薬剤の40%以上が再生薬剤 ・廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがあること
1 4 制服・作業服等	
制服 作業服	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生 PET 樹脂配合率が25%以上（裏生地を除く） ※ポリエステルが裏生地を除く繊維部分の50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比10%かつ裏生地を除くポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生 PET 樹脂配合率が10%以上、かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分重量比25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分重量比10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、さらに回収システムの保有 ●エコマーク基準を満たす又は同等のもの
帽子	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生 PET 樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比10%、かつポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生 PET 樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分重量比25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分重量比10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、さらに回収システムの保有
靴	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生 PET 樹脂配合率が甲材繊維重量比25%以上 ※甲部のポリエステルが繊維重量の50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比10%かつ、甲材のポリエステル繊維重量比50%以上 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が甲材繊維重量比10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が甲材繊維重量比25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上
1 5 インテリア・寝装寝具	
カーテン 布製ブラインド	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生 PET 樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分

	<p>重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生 PET 樹脂配合率が10%以上、かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分重量比25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分重量比10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、さらに回収システムの保有
金属製ブラインド	<ul style="list-style-type: none"> ●明度 L 値が70.0以下の場合、日射反射率が40.0%以上、70.0を超え、80.0以下の場合には50.0%以上、80.0を超える場合は、60.0%以上であること
タイルカーペット	<p>【基準値1】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること 2. 未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 <p>【基準値2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上
タフテッドカーペット 織じゅうたん	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上
ニードルパンチカーペット	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 ●植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックが25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックが10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ回収システムの保有
毛布	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再使用した詰物が80%以上 ●再生 PET 樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比10%、かつポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生 PET 樹脂配合率が10%以上、かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%
ふとん	<p>【ポリエステル繊維を使用した製品は次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再生 PET 樹脂配合率が50%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上 ○再生 PET 樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有 ○故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●再使用した詰物が80%以上
ベッドフレーム	<ul style="list-style-type: none"> ●主要材料別の基準を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと <p>【主要材料がプラスチックの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上 <p>【主要材料が木材の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ●ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m²h 以下 <p>【主要材料が紙の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●古紙パルプ配合率50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保
マットレス	<p>【ポリエステル繊維を使用した製品は次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○詰物の再生 PET 樹脂配合率が25%以上

	<ul style="list-style-type: none"> ○故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ○植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 ●フェルトに使用される繊維は、未利用繊維又は反毛繊維 ●ホルムアルデヒドの放出量が75ppm 以下 ●フロン類が使用されていないこと
1 6 作業手袋	
作業手袋	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ポリエステル繊維を使用した製品は再生PET樹脂配合率が50%以上 ●ポストコンシューマ繊維が50%以上 ●未利用繊維が50%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上
1 7 その他繊維製品	
集会用テント	<p>【ポリエステル繊維を使用した製品は次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%、かつポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ回収システムの保有
ブルーシート	<ul style="list-style-type: none"> ●再生ポリエチレン繊維が50%以上
防球ネット	<p>【ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品は次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%、かつポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●再生ポリエチレン繊維が50%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上
旗 のぼり 幕（横断幕、懸垂幕）	<p>【ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品は次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%、かつポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ回収システムの保有
モップ	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、リサイクル繊維、その他の再生材料の合計が25%以上 ●回収システムの保有
1 8 設備	
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュールのセル実効変換効率が次の区分ごとの基準値以上

	<table border="1"> <tr> <td>シリコン単結晶系太陽電池</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系太陽電池</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>12.0%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報の開示 太陽電池モジュール（発電電力量の推定方法の提示（基準状態）、基準状態での発電電力量が得られない条件および要件） 周辺機器（パワーコンディショナ、接続箱、連系保護装置、二次電池） 保守点検・修理の要件（保守点検、修理） モジュール及び周辺機器（廃棄、保証体制） ●発電電力量等が確認できること ●太陽電池モジュールは、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持するよう設計・製造 ●パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の90%以上を5年以上維持するよう設計・製造 ●太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが3年以内 ●太陽電池モジュールは、環境配慮設計の事前評価（減量化・共通化、再生資源の使用、長期使用、撤去の容易性、生成資源等の活用、解体・分別処理の容易化、環境安全性、情報の提供、ライフサイクルの各段階における環境負荷低減）が行われ、内容が確認できること ●修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計 	シリコン単結晶系太陽電池	16.0%	シリコン多結晶系太陽電池	15.0%	シリコン薄膜系太陽電池	8.5%	化合物系太陽電池	12.0%
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%								
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%								
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%								
化合物系太陽電池	12.0%								
太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ●日集熱効率が以下のいずれかの基準を満たすこと 液体・集熱式集熱器： 基準値1：60%以上、基準値2：40%以上（平板形透過体付き） 基準値1：50%以上、基準値2：40%以上（真空ガラス管形） 空気・集熱式集熱器： 基準値1：40%以上、基準値2：30%以上（透過体付き） 基準値2：10%以上（透過体なし） 太陽光発電機能付き：基準値2：10%以上 ●集熱器及び周辺機器に関する必要な情報の開示 集熱器（集熱量の推定方法の提示、集熱量が日集熱効率基準要件を満たさない条件および要因） 集熱器及び周辺機器（廃棄、保守点検、保証体制） 								
燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> ●商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの 								
生ゴミ処理機	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器 								
エネルギー管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ●建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点において可視化できるシステムであること 								
節水器具	<ul style="list-style-type: none"> ●電気を使用しないこと ●吐水口装着型は単一装置で多様な吐水口に対応できること ●節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁はそれぞれの吐水流量等の基準を満たすこと (エコマーク認定品) 								
給水栓	<ul style="list-style-type: none"> ●節水コマ内蔵水栓 ハンドルを120度を開いた場合、普通コマ比で20%超70%以下の吐水量 ハンドル全開の場合、普通コマ比で70%以下の吐水量 電気を使用しない ●定流量弁内蔵水栓 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧下でハンドル全開の場合、適正 								

	<p>吐水水量8l/分以下 用途ごとの設置条件を説明書に明記 電気を使用しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ●泡抹機能付水栓 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧下でハンドル全開の場合、適正吐水水量が泡抹キャップなしの同型水栓80%以下 水圧0.1MPa 以上ハンドル全開の場合、吐水水量5l/分以上 電気を使用しない ●時間止め水栓 設定した時間に達すると自動的に止水 〔(設定時間－実時間) / 設定時間〕 ≤ 0.05の性能を有すること ●定量止め水栓 〔(設定吐水量－実吐水量) / 設定吐水量〕 ≤ 0.2の性能を有すること 電気を使用しない ●自動水栓（自己発電機構付き） 電氣的制御により非接触で自動吐水・止水、止水までの時間は2秒以内 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧下で吐水水量5l/分以上 単相交流（100V）の外部電源不要、自己発電機能を有する ●自動水栓（AC100V タイプ・乾電池式） 電氣的制御により非接触で自動吐水・止水、止水までの時間は2秒以内 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧下で吐水水量5l/分以上 ●手元止水機能を有する水栓 吐水切替機能、流水及び温度の調整機能から独立して吐水及び止水操作ができる機能を有する ボタンやセンサーなどのスイッチにより使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作ができること ●少小流量吐水機能を有する水栓 流水中に空気を混入させる機能を持たないもの：吐水力0.6N 以上 流水中に空気を混入させる機能を持つもの：吐水力0.55N 以上 ●水優先吐水機能を有する水栓 吐水止水操作部と一体の温度調整レバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること 吐水止水操作部と一体の温度調整レバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調整を行う回転軸が水平でかつレバーハンドルが水平から上方45度までの角度で湯が吐出しない構造であること 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること
日射調整フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ●遮蔽係数0.7未満かつ可視光線透過率10%以上 ※可視光線透過率70%以上の場合は、遮蔽係数0.8未満で可 ●熱貫流率5.9w/m²・K 未満 ●日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている ●貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 ●上記についてウェブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている。 ●適切な施工に関する情報の開示 (日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品)
低放射フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ●可視光線透過率60%以上 ●熱貫流率4.8w/m²・K 未満 ●低放射性能について適切な耐候性が確認されている ●貼付前後の環境負荷低減が確認されている

	<p>※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記についてウェブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている。 ●適切な施工に関する情報の開示 (日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品)
テレワーク用ライセンス	●インターネットを介し遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること
Web 会議システム	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットを介し会議が行えるシステムであること ●他の機関と相互に利用可能な会議システムであること
19 災害備蓄用品	
飲料水および食料	
災害備蓄用飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ●賞味期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
アルファ化米 保存パン 乾パン	<ul style="list-style-type: none"> ●賞味期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
レトルト食品等（缶詰も含む）	<ul style="list-style-type: none"> ●賞味期限が5年以上 ●賞味期限が3年以上かつ容器等の回収 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
栄養調整食品 フリーズドライ食品	<ul style="list-style-type: none"> ●賞味期限が3年以上 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
生活用品及び資材	
毛布、作業手袋、テント、ブルーシート	※インテリア寝総寝具作業手袋及びその他繊維製品の項を参照
一次電池（単1形～単4形）	<ul style="list-style-type: none"> ●アルカリ相当以上のもの（マンガン電池でないもの） ※JIS マーク製品 ●使用推奨期限が5年以上
非常用携帯燃料	<ul style="list-style-type: none"> ●品質保証期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造社名等の記載
携帯発電機	<ul style="list-style-type: none"> ●排出ガスがエンジンの種別ごとの基準値以下 ●騒音レベルが98デシベル以下 ●連続運転可能時間が3時間以上（カセットボンベ型は1時間以上）
非常用携帯電源	<ul style="list-style-type: none"> ●電気容量が100Wh 以上であること ●保証期間または使用推奨期間が5年以上であること
20 公共工事	
公共工事	【別紙】
21 役務	
省エネルギー診断	●省エネルギー診断の技術資格者が施設の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること
印刷	<p>【オフセット印刷、デジタル印刷共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●判断の基準を満たす情報・印刷用紙の使用 ※冊子の表紙は除く (印刷用紙は令和5年度は暫定的に総合評価値70以上) ●リサイクル適性Aランクの用紙、インキ等の資材の使用 ※印刷物の用途・目的から、その他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載 ●印刷物へのリサイクル適性の表示 ※納入事業者が資材確認票の提出を求めること等により確認 ●印刷工程における環境配慮の実施

	<p>【個別事項】</p> <p><オフセット印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> ●バイオマス含有インキの使用（植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ） ●NL規制（印刷インキ工業連合会）適合インキの使用 <p><デジタル印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> ●化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ●生ゴミ処理機等による適正処理 ●リユース食器の使用 ●ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用（利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合を除く） ●食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 ●食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下（食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用） ●食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 ●食品ロスの削減（提供する量の調整、持ち帰り用容器の提供等） ●食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等 ●食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量の把握、省エネ・節水の措置
自動車専用タイヤ更生	<ul style="list-style-type: none"> ●リトレッド（タイヤ更生）又はリグループの実施
自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル部品による修理（リユース部品又はリビルド物品の使用） ●エンジン洗浄を実施する場合下記を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ○CO及びHCが洗浄前後で20%以上削減されること ○エンジン洗浄の実施直後及び法定12か月点検において、20%以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施
庁舎管理	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品等の使用 ●省エネ法（工場等に係る措置）の管理標準に基づくエネルギー使用の合理化 ●省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準等に基づく実施状況及び対策強化を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施 ●省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置 ●エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置 ●フロン類の漏えい防止のための適切な措置 <p>【常駐管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等（施設利用者と連携して行う対策を含む） <p>【常駐管理以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等
加煙試験	<ul style="list-style-type: none"> ●加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと
清掃	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> 特定調達物品等の使用 洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用 ごみの適切な分別回収 古紙の適切な分別、改善案の提示

	<p>床維持剤（ワックス）、洗浄剤の VOC 低減 環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
タイルカーペット洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ●使用する機器の消費電力が0.22kWh/m²以下 ●使用する水量が40l/ m²以下 ●清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用 ●洗浄完了後の回収水の透視度が5ポイント以上
植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品等の使用 ●総合的害虫防除 ●農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用
害虫防除	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品等の使用 ●殺虫剤、殺そ剤の適正利用を含む総合的害虫防除 ●害虫等の発生、侵入防止措置 ●事前計画・目標の設定、作業後の効果判定 ●殺虫剤の適正かつ効果的な使用
輸配送	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ●環境保全のための仕組み・体制の整備 ●エコドライブ推進の措置 ●車両の点検・整備の実施 ●モーダルシフトの実施 ●輸配送効率向上のための措置 ●判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等 <p>※グリーン経営認証取得事業者は、判断の基準を満たしている</p>
旅客輸送	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ●環境保全のための仕組み・体制の整備 ●エコドライブ推進の措置 ●車両の点検・整備の実施 ●旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減のための措置 ●判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等 <p>※グリーン経営認証取得事業者は、判断の基準を満たしている</p>
機密文書処理	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案 ●製紙原料として利用可能な処理の実施 <p>古紙再生の阻害となるものを除去する設備・体制の構築 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備における処理 破砕処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●機密処理・リサイクル管理票の提示
庁舎等において営業を行う小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ●容器包装の過剰な使用抑制のための独自の取組 ●消費者のワンウェイ製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための独自の取組 ●食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと <p>ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定</p> <p>イ. 食品廃棄物の発生抑制のための消費者への呼びかけ、啓発等</p> <p>ウ. 持続可能性に関する食品の原材料の調達方針等の公表</p> <p>エ. 食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下（食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用）</p> <p>オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取扱商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収 ●ワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）を提供する場合は、次の

	<p>要件を満たすこと</p> <p>ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用</p> <p>イ. 呼び厚さ0.02mm以下</p> <p>ウ. 素材が単一等の再利用のための工夫実施</p>
クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ●ドレンの回収及び再利用による省エネルギー、水資源の節約等 ●エコドライブの実施 ●ハンガーの回収及び再使用の仕組みの構築 ●袋・包装材の削減の独自の取組実施
飲料自動販売機設置	<ul style="list-style-type: none"> ●缶・ボトル飲料用は次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率が1000kWh 以下 ・エネルギー消費効率達成率120%以上 ●紙容器飲料・カップ式飲料用はエネルギー消費効率基準達成率100%以上 ●ノンフロン機（缶・ボトル飲料、紙容器自販機に適用）であること ●環境配慮設計及びその実施状況の公表 ●LED照明の使用 ●特定の化学物質の含有率が基準値を超えないこと、含有情報の公表 ●屋内設置の照明の常時消灯 ●飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施 ●使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有
引越輸送	<ul style="list-style-type: none"> ●特定調達物品の使用（梱包及び養生） ●反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用 ●引越終了後の梱包用資材の回収の実施 ●自動車による輸送を伴う場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ・環境保全のための仕組み・体制の整備 ・エコドライブ推進の措置 ・車両の点検・整備の実施 <p>※グリーン経営認証取得事業者は、自動車による輸送に係る判断の基準を満たしている</p>
会議運営	<ul style="list-style-type: none"> ●紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減 ●ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物に当たっては「印刷」の基準を適用 ●紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと ●会議の参加者に対し、次の取組の奨励を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ・ウォームビズ ウ. 筆記具等の持参 ●飲料等が提供される場合には、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア. ワンウェイのプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の不使用 イ. 繰り返し利用可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収
印刷機能等提供業務	<ul style="list-style-type: none"> ●コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ並びにデジタル印刷機を導入する場合は、次の判断の基準を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・各機器は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと ・資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種に該当する機器は、契約終了後に使用済みの機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等による適正処理を行い、単純埋立てされないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ●カートリッジ等を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと ●特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと ●機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえた以下の提案を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ア. 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策 イ. 環境負荷低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数
2 2 ごみ袋等	
プラスチック製ごみ袋	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次のア若しくはイのいずれかの要件を満たし、並びにウ及びエの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア. バイオマスプラスチックの使用が25%以上 イ. 再生プラスチックの使用が40%以上 ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示 エ. プラスチックの添加剤としての充填剤を使用しない ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの

II 特定調達品目の調達目標

令和5年度における特定調達品目の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、調達方針に規定された判断基準は、あくまでも調達の推進にあたっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

特定調達品目の種類	調達目標
1 紙類	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
2 文具類	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
3 オフィス家具等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
4 画像機器等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
5 電子計算機等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
6 オフィス機器等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ただし、賃貸借契約等で前年度と同一物件を契約する場合を除く。
7 携帯電話等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
8 家電製品	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
9 エアコンディショナー等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
10 温水器等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
11 照明	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
12 自動車等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
13 消火器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
14 制服・作業服等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
15 インテリア・寝装寝具	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
16 作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
17 その他繊維製品	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
18 設備	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
19 災害備蓄用品	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
20 公共工事	【別紙】
21 役務	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
22 ごみ袋等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

III 特定調達品目以外の令和5年度に調達を推進する環境物品等及び調達の目標、物品の選択にあたっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。OA機器、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生素材を多く使用しているものを選択する。

IV その他環境物品等調達の推進に関する事項

- 1 物品等調達のため連絡会議を設置する。(別紙2)
- 2 調達方針は、本組合の室部を対象とする。
- 3 機器類等については、できる限り修理を行い、長期間の使用に努める。
- 4 調達方針に基づく物品調達窓口は、総務部会計課とする。

V 実施時期

令和5年4月1日

【別 紙】

公共工事における特定調達物品等の品目ごとの判断基準並びに調達目標

I 品目ごとの判断基準

最新の「愛知県環境物品等調達方針」に準ずるものとする。

II 特定調達物品等の調達目標

所管する公共工事の中で、本調達方針に位置付けられた一般資材、建設機械を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。

また、愛知県リサイクル資材については、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき、率先利用を行う。

指標内容と総合評価値の計算式

〈コピー用紙〉

指標項目		評価式	指標値範囲	重み付け	評価値範囲
基本項目	古紙パルプ配合率(%) x_1	$y_1 = x_1 - 20$	$70 \leq x_1 \leq 100$	1	$50 \leq y_1 \leq 80$
	森林認証材パルプ利用割合(%) x_2	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 30$	1	$0 \leq y_2 \leq 30$
	間伐材パルプ利用割合(%) x_3				
	その他持続可能性を目指したパルプ利用割合(%) x_4	$y_3 = 0.5 \times x_4$	$0 \leq x_4 \leq 30$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 15$
加点項目	白色度(%) x_5	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	—	$0 \leq y_4 \leq 15$
	坪量(g/m^2) x_6	$y_5 = -2.5 \times x_6 + 170$	$62 \leq x_6 \leq 68$	—	$0 \leq y_5 \leq 15$

■コピー用紙に係る総合評価値の計算式

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5 \geq 80$$

〈印刷用紙〉

指標項目		評価式	変数範囲	重み付け	点数範囲	
基本項目	古紙パルプ配合率(%) x_1	$y_1 = x_1 - 10$	$60 \leq x_1 \leq 100$	1	$50 \leq y_1 \leq 90$	
	森林認証材パルプ配合割合(%) x_2	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 40$	1	$0 \leq y_2 \leq 40$	
	間伐材パルプ配合割合(%) x_3					
	その他持続可能性を目指したパルプ配合割合(%) x_4	$y_3 = 0.5 \times x_4$	$0 \leq x_4 \leq 40$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 20$	
加点項目	非塗工	白色度(%) x_5	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	—	$0 \leq y_4 \leq 15$
		Aランクのファインペーパー、抄色紙 —	$y_4 = 5$	—	—	—
	塗工	塗工量(g/m^2) x_6	$y_5 = 0, 5, 10, 15$	$0 \leq x_6 \leq 30$	—	$0 \leq y_5 \leq 15$

■印刷用紙に係る総合評価値の計算式

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 \geq 80 \text{ (非塗工)}$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5 \geq 80 \text{ (塗工)}$$

※印刷用紙（令和5年度）の暫定措置における配点

指標項目		評価式	変数範囲	重み付け	点数範囲	
基本項目	古紙パルプ配合率(%) x_1	$y_1 = x_1 - 10$	$40 \leq x_1 \leq 100$	1	$30 \leq y_1 \leq 90$	
	森林認証材パルプ配合割合(%) x_2	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 60$	1	$0 \leq y_2 \leq 60$	
	間伐材パルプ配合割合(%) x_3					
	その他持続可能性を目指したパルプ配合割合(%) x_4	$y_3 = 0.5 \times x_4$	$0 \leq x_4 \leq 60$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 30$	
加 点 項 目	非 塗 工	白色度(%) x_5	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	—	$0 \leq y_4 \leq 15$
		Aランクのファインペーパー、抄色紙 —	$y_4 = 5$	—	—	—
	塗 工	塗工量(g/m ²) x_6	$y_5 = 0, 5, 10, 15$	$0 \leq x_6 \leq 30$	—	$0 \leq y_5 \leq 15$

■印刷用紙に係る総合評価値の計算式

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 \geq 70 \quad (\text{非塗工})$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5 \geq 70 \quad (\text{塗工})$$

環境物品等調達のための連絡会議（グリーン調達会議）

目 的 : 環境物品等調達の推進を図るため

所掌事務 : 環境物品等調達の推進にあたっての調整等

構成人員 : 事務局 総務部 会計課 用度係長
企画調整室 主査（調整担当）
主査（環境担当）
総務部 総務課 庶務係長
行政管理課 担当係長（情報化推進担当）
財政課 財政係長
港営部 港営課 庶務係長
建設部 管理課 庶務係長
技術管理課 技術管理係長